

別表第3（第2条関係）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額
1 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	法第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	<p>次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建て住宅を新築しようとするときは(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額、一戸建て住宅を増築し、若しくは改築しようとするとき、又は建築行為を行わないときは(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p> <p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</p> <p>(ア) 100平方メートル以内のもの 7,100円</p> <p>(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 32,000円</p>

(オ) 2,500平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
57,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
94,000円

(キ) 10,000平方メートルを超
え、20,000平方メートル以内の
もの 161,000円

(ク) 20,000平方メートルを超
え、30,000平方メートル以内の
もの 190,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超え
るもの 203,000円

イ ア以外の場合

(ア) 100平方メートル以内のも
の 52,000円

(イ) 100平方メートルを超え、
500平方メートル以内のもの
122,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、
1,000平方メートル以内のもの
196,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え、
2,500平方メートル以内のもの
386,000円

(オ) 2,500平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
691,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
1,188,000円

(キ) 10,000平方メートルを超
え、20,000平方メートル以内の
もの 2,198,000円

(ク) 20,000平方メートルを超
え、30,000平方メートル以内の
もの 3,140,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超え
るもの 3,847,000円

(2) 住宅を増築し、若しくは改築し
ようとする場合又は建築行為を行わ
ない場合 次のア及びイに掲げる場
合の区分並びに当該申請に係る住宅
が属する一の建築物の床面積の合計
に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 申請に併せて(1)のアに規定す
る書類が提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のも

- の 10,000円
- (イ) 100平方メートルを超え、
500平方メートル以内のもの
19,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、
1,000平方メートル以内のもの
33,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、
2,500平方メートル以内のもの
47,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
85,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
140,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超
え、20,000平方メートル以内の
もの 242,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超
え、30,000平方メートル以内の
もの 284,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超え
るもの 304,000円

イ ア以外の場合

- (ア) 100平方メートル以内のも
の 78,000円
- (イ) 100平方メートルを超え、
500平方メートル以内のもの
183,000円
- (ウ) 500平方メートルを超え、
1,000平方メートル以内のもの
293,000円
- (エ) 1,000平方メートルを超え、
2,500平方メートル以内のもの
579,000円
- (オ) 2,500平方メートルを超え、
5,000平方メートル以内のもの
1,037,000円
- (カ) 5,000平方メートルを超え、
10,000平方メートル以内のもの
1,782,000円
- (キ) 10,000平方メートルを超
え、20,000平方メートル以内の
もの 3,296,000円
- (ク) 20,000平方メートルを超
え、30,000平方メートル以内の
もの 4,710,000円
- (ケ) 30,000平方メートルを超え

		るもの 5,770,000円
2 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては1の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、1の項(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）、当該計画が住宅を増築若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたものである場合においては1の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建て住宅の場合においては、1の項(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の17の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）
3 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料	法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	2,300円
4 長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	2,300円
5 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円